

# K

## ビジネス法学科ジャーナル

[編集発行] 大阪経済大学 経営学部 経営・ビジネス法情報センター 〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8 TEL. (06) 6328-2431 (代表) E-mail .blic@osaka-ue.ac.jp

## 特集 ビジネス法学科, 法律ディベートへ!! はたして成果は!?

ビジネス法学科は今年度、卒業生を輩出する完成年度を迎えます。その間、ビジネス法学科では、多岐にわたるイベントを開催してきました。ジャーナル第2号では、特集記事として2007年に開催されたビジネス法学科のイベントの一部を紹介したいと思います。

## 5大学法律討論会

12月8日(土)大阪経済大学(黒田ゼミ3回生)vs 慶応義塾大学vs 同志社女子大学vs 近畿 大学vs 神戸学院大学との合同法律討論会が神戸学院大学ポートアイランドキャンパスにて開催さ



れた。問題はプロ野球選手の肖像権に関する紛 -争事案を検討するものであり、各大学のプレゼ ン→討論という流れで進められた。





## 法律討論会(北村ゼミ vs 黒田ゼミ)

大阪経済大学第1回学内法律討論会が開催される。本学ビジネス法学科2回生の北村ゼミと黒田ゼミの法律討論会が12月9日(日)に行われた。討論の議題は土地取引について(履行請求、損害



賠償請求、代償請求等)であった。

司会は黒田先生によって行われ、両ゼミ合わせて19名の学生が参加した。討論はとても 白熱したものとなった。





## 模擬裁判



10月4日、福島区にある大阪高等検察庁にて、模擬裁判が開催された。これは、平成21年5月までに始まる「裁判員制度」を知ってもらおう

と開かれたもので、吉垣先生の率いる ビジネス法学科の学生約30名が参加した。 また、7月には、学内にて開講科目であ

る「模擬裁判」も行われている。





CONTEN

○編集後記・・・・・16	○ コンプライアンス・・・1 6	〇民法テール・・・・15	○大学院ヘチャレンジ・14	○ 1 0 0 円 か 1 0 万 円 か 1 3	○ビジネス法研究会報告・・12	○研究室訪問(栗城准教授)・11	○市役所で何するの?・・・10	から思うこと・・・9○ビジネス法学科一期生就職状況	○あなたと読む最高裁(大審院)判例・8	の実証的考察・・	○「モテること」と「学ぶこと」――	済刑法は六法のどこにあるの?・	○その時私の歴史が動いた・・・5	○グローバル・ルールの独禁法・・・4	○行為規範としての民法・・・3	○特集・イベント・・・1~2

## イベント詳細

#### 5大学法律討論会

12月8日(土)、神戸学院大学のポートアイランドキャンパスにおいて、諏訪野ゼミ(近大)、前田ゼミ(慶應大・同女)、加藤ゼミ(神院大)、黒田ゼミ(経大)による法律討論会が行われた。

討論内容は、肖像権に基づく使用許諾権不存在確認請求権に関するものである。その事件の当事者は、原告:プロ野球選手、被告:プロ野球12球団であった。本件の東京地裁の判断は原告請求棄却であった。その判決に対し賛成反対かを討論するという形で進められた。 争点は「プロ野球契約において選手の肖像権は球団との間で使用許諾しているのか、それとも譲渡しているのか」、また「プロ野球協約の統一契約書は公序良俗に反するか」というものであった。そして、ゼミ毎に自分たちの見解を発表し、それに対する質疑応答が行われた。

見解の発表は慶応大、経大、同女、神院大、近大の順番で行われた。先生方の評価は次の様なものであった。慶応大、近大に対しては基礎的法律知識がしっかりと身に付いている。我が経大は対戦相手の問題点を攻め、元気が良かったとの評価であった。同女は、面白い判例を上げ、解りやすい説明であったところが評価の対象となった。最後に主催校の神院大は、本件の争点を論じる際の着眼点が評価された。

最高裁の判決がまだ出ていなかったので、それぞれの考えが試される討論会であった。各ゼミの特色がでて、面白い討論が繰り広げられた。(狩野)

法律討論会(北村ゼミャs黒田ゼミ) ビジネス法学科2年生 専門ゼミ討論会 北村ゼミ(6名)vs黒田ゼミ(13名) 事前に事例が発表されて討論へ。討論は始めてということもあり、多少緊張した雰囲気で行われた。

<討論事例(要約文)>

AがB、Cに甲地を二重に売却(時価4,500万円相当)。AにBは2,000万円を支払うが未登記。その後、Cは5000万円を支払い、登記完了後引渡しを受ける。BがAに対して行使し得る履行請求、損害賠償請求、代償請求につき、それぞれ検討せよ。

#### <両ゼミの見解>

	北村ゼミ	黒田ゼミ
履行請求	出来ない	出来ない
損害賠償	4 , 400万+α(土地以外の請求額)	4, 400万円
代償請求	できる(損害賠償を優先)	できる(5,000万円)

#### <討論のポイント>

- ①履行請求ができない根拠 ②損害賠償の具体的な根拠 ③北村ゼミ[代償請求権行使は損害賠償請求権より優先する]の主張に矛盾
- ④損害賠償と代償請求の優先順位の画定 以上が主たる論点であった。
- <討論参加者の感想(討論終了後アンケート参照)>
- ・緊張してあまり思うように発言できなかったので、次回からはもっと勉強して臨みたい。
- ・ゼミとしてはある程度準備できたが、個人的にはもう少し勉強していった方がよかった。
- ・初めてのゼミ討論であったが、とても楽しかった。 という意見が大半を占め、とても充実したものだった。(小山)

模擬裁判 当日は、普段入ることのできない検察庁舎(検事室など)の見学の後、模擬裁判が開かれた。模擬裁判として扱った題材は、タクシー運転手と客が料金の支払いをめぐって口論になり、運転手が客を突き飛ばして死亡させたという傷害致死事件であった。まず、裁判を始めるにあたり、学生はくじによって裁判員(2 グループ・12 人)・弁護団(6 人)・検察団(6 人)に分けられた。被告や証人などは検察官によって行われた。その演技はさすが裁判のエキスパートともいえる熱演であった。各証言を聞いた後に、弁護団、検事団は別室にて刑量を論議し、裁判に臨んだ。

裁判では、弁護団、検事団双方の主張が展開され、その後、裁判員は、2 グループそれぞれ別室で審議した。「被告に反省の色が見られない」、「被害者は酒に酔っていいがかりをつけた」などの意見が出た。結果、A グループ懲役 4 年の実刑判決、B グループは執行猶予付きの有罪判決に分かれた。この模擬裁判を通して将来市民が経験する評決を下す難しさを学んだ。最後に、産経新聞の記者からインタビューを受けていた 2 回生の山崎竜さんは「1 つの判決で他人の人生が変わってしまう。私が裁判員になったら、法律だけを考えるのではなく判断には人の心を加えたい」と話していた。

[参考 産経新聞 10 月 5 日 (朝刊)] (平原)



## 行為規範としての民法

民法・契約法の第1回目の授業で、民法学=民法解釈学の性格を次のように説明する。《昔の借金を返せ・返さないという争いが起こり裁判になった。大阪の裁判官は「いくら昔の借金でも返すべきだ!」という正義感の持ち主だ。京都の裁判官は「古いことを蒸し返すと争いが増えて良くない」と考えている。民法は、その紛争解決係りである各裁判官に各自の正義感・考えによってではなく同一基準で争いを解決するよう示した定規、裁判官に宛てられた指示書である。民法167条は債権(貸金を返せという地位)の消滅時効は10年と規定する。しかし、いつから期間を計算するか、その期間は何で中断するか・・簡単なようで様々な問題がある。定規の目盛りを細かく正確にするための議論が必要になる。民法解釈学とはそのような議論である。目盛りが細かく明確で、定規全体の目盛りの統一がとれているならば争う人々も納得し、それ以外の人々も最終決着点を知っているからそもそも争はない(現実には目盛りは統一されず紛争はなくならないが)。つまり、人々は裁判外でも目盛に沿って行為する。》

民法は裁判規範か行為規範か、昔から議論がある。しかし、民法が裁判における紛争解決の準則として機能することは疑いないし同時に生活・ビジネス上の行為規範として機能することを否定する人もいないだろう (注1)。むしろ後者の機能が拡大しているように思える。他方、民法学=民法解釈学説は、このレベルでは裁判準則としての機能に重点を置いてきたと言わざるを得ない。昔、民法解釈学を扱う研究会で「民法は私の生きる基準です」と発言した先輩がいて驚いたことがあった。最近ふたたび「行為規範としての民法」の機能様式が気になっている。

(大学院授業) 北浜社会人大学院の民法(契約法)授業を担当している。「キム爺」という愛称が定着した同僚が昨年の授業のあと「税法院生の○○さんが北村さんの授業で聞いた『不安の抗弁権』は面白いと言うてたよ」と教えてくれた。私としては、同時履行の抗弁権という民法上の重要テーマの解説のついでに紹介しただけなのに?・・と思った。今年は、受講者が何に関心を示すか注意しながら3時間×8回の授業を終えた。受講者11名中常時欠席者2名を除き、その内訳は、ビジネスマン2名、税理士志望6名、学部上がり院生1名である。学部授業に比べて極めて「反応」がよい。社会・ビジネス経験があるからだろう。しかし、ここでは民法解釈学上白熱している論点が必ずしも関心を呼ばない。民法解釈学説としての重要度以上に受講者が関心を示した(と私が思う)テーマ(○)と民法解釈学説としての重要度ほどの関心を示さなかったテーマ(×)を対比してみる。

〇:「契約の成立」「手付け」「付随義務解除論」「不安の抗弁権」「錯誤」 など

×:「契約準備段階の付随義務論」「瑕疵担保」「解除効果論」など。 大掴みに言えば、社会人・ビジネスマン学生は「効果論」より「要件論」に 関心を示す!と言えそうだ。

(ゼネコン法務部長さんの話) ビジネス法研究会での話。この研究会で はビジネス実務家と教員がほぼ同じ分野のテーマで報告することを基本型 としている。建築瑕疵対応に関する大手ゼネコン法務部長さんと営業副部長 さんから大変興味深い話が聞けた。築17年の市民会館の天井のモルタルが 一部剥落し、近く予定されていたコンサートが中止になった。点検・修理だ けでなく、チケット代払い戻し費用まで損害は広がっている。当事者は当該 ゼネコンと「市」だけではない。コンサート主催者が市に賠償を求めている。 さて、ゼネコンは市の要望に対しどのように行為したか。営業判断と法務判 断が対立するかと思ったが、そうではないようだ。請負瑕疵に関する民法・ 約款・個別契約書、これらにかかわる過去の裁判例や民法学説、拡大損害に 関する判例・学説、裁判になった場合の見通しなどが法務の基本情報だろう。 下請工事業者、ビル管理会社くらいまではすぐに視野に入るから、これらの 関係者との可能性としての権利義務も視野に入れ、業界の状況、社風、取引 実態・・それらを総合して交渉と経営判断が行われた。裁判になった場合の 責任よりもあえて重い負担をしたようだ。法基準の通りではなく法基準と無 関係ではなく法基準を背景にしてこそ営業・経営判断が生きることになる。 こんな様式で法情報がビジネス上の行為基準として機能している。

(UR課長さんの話) 同じくビジネス法研究会で、UR (旧住宅公団) 賃貸住宅 22,000 戸を管理する課長さんの話を聞いた。最も多いトラブル・家賃支払遅滞に対する対処はシステム化されている。3ヶ月分遅滞⇒催告⇒解除⇒明渡し、と。賃貸借契約の解消には「信頼関係破壊の法理」を軸にした民法規範が確立している。もともと解除制限法理だが、主要義務である家賃債務については「システム化」が可能なほど行為規範化しているということだろう。他方、共同住宅ゆえの秩序問題等への対応は課長さんの業務としても極めて大変なようだ。近隣騒音・動物飼育等の問題や修理義務にかかわる諸問題。大変なのに解除・明渡しが難しい。なぜ大変で難しいか。民法解釈の側面から考えると、付随義務解除論と信頼関係破壊の法理のつなぎの不安定さに一因があるように思う。課長さんの話から、行為規範としての確立を念頭に付随義務解除論を再検討してみようと、民法解釈学的刺激を受けた。

われわれは「経営と法の融合」教育を掲げ、アドミッションポリシーや大学院学則等にその趣旨を謳っている。民法の裁判規範的側面とともにその生活・ビジネス場面での行為規範的機能を念頭に授業するべきであり、断片的であるが上の数例から見てもその意義は大きい。行為規範的機能の様式についても考えねばならない。来年度、学部の「ケース研究」と大学院の「ビジネス法」いう授業科目に手を挙げ中堅教員の方々に混ざって担当する。ともに「契約の成立」をテーマにビジネス法学科・大学院らしい授業を工夫したいと思っている。

(注1) 近年やや違ったレベルで、裁判上の主張・ 立証責任との関わりで「裁判規範としての民法」 が議論されている。伊藤滋夫編『民事要件事実 講座1』(2005 青林書林)163 頁以下。

> ビジネス法学科 教授 北村 實



## グローバル・ルールの独禁法

~マイクロソフト、日・米・EU・韓国で白旗~

9月18日のマスコミが一斉に、「マイクロソフト敗訴、EU 独禁法違反訴訟」を報じました。欧州第一審裁判所が、04年3月14日の欧州委員会(欧州委)の審決・是正命令と課徴金約800億円の支払い命令を不服とするマイクロソフト(MS)の上訴を退けた前日の判決を報じたものでした。

欧州委の調査は98年12月まで遡ります。5年余にわたる調査・攻撃・防禦があり、欧州委は04年3月、ローマ条約82条違反の「支配的地位の濫用」があったと認定し、以下の決定を出していました:① パソコンの「OS」市場での圧倒的な支配的地位をテコにして企業ITネットワークの心臓であるサーバーのOS市場で支配的地位を獲得した。競争企業のサーバーと「OS」との通信ができるように、MSの機密インターフェース情報を競争企業に開示せよ。② 「OS」に動画再生ソフト WMPを抱合わせ販売し、競争企業の同ソフトの販売を排除・制限して、競争を抑えた。パソコンメーカーと消費者にWMPを搭載していないウィンドウズOSを提供せよ。③ 課徴金497百万€を支払え。 10月22日、敗訴したMSは、上記是正命令を完全順守し、欧州裁判所に上訴しない旨を表明しました。

上記②によく似た抱合わせ販売を、**日本の公正取引委員会** (公取委) も調査し、98年12月に、MSが圧倒的に強い表計算ソフト(EXCEL)とそれほど強くなかったワープロソフト(WORD)等を、抱合わせ販売し、競争企業のソフトの販売

ビジネス法学科 教授 長縄 友明

を排除・制限して競争を抑えたと 認定し、勧告しました。

MS はこの勧告を争わず受け入れました。MSの日本でのこの慣行は、ズバリ「不公正な取引方法」

に該当しますが、課徴金の対象にはなっていません。

昨年2月のことですが、お隣の**韓国の公取委**も、MSが「OS」とアプリケーションソフト(AS)を抱合わせ販売し、AS市場の競争を制限したと審決しました。MSは審決を不服として高等裁判所に上訴していました。しかし前述の欧州委の審決を完全順守する旨の表明の一週間前の10月16日、この上訴を取り下げています。

MS は**本国の米国**でも 98 年 5 月に司法省と多くの州から、「OS」とインターネット・エクスプローラー(IE)との抱合わせや「OS」市場での独占を不適切な独占行為で維持したとして提訴され、02 年 8 月に和解しています。

いずれのケースでも、MS は適法に獲得した「OS」等の圧倒的な市場支配力(独占力)を不適切に使って、他の分野での独占を企図した、獲得したという決定を受け、是正命令を受けたわけです。独占禁止法の考え方・論理は市場経済国のグローバル・ルールと言えます。是非、内外の経済法(独禁法・競争法)も勉強してください。

## ビジネス法情報センターSA募集

ビジネス法情報センターでは、平成20年度の新規SA(Student Assistant)を募集いたします。

ところで、皆さんは、経営・ビジネス法情報センターというセクションを知っていますか。学術研究機関として、C館の6階に設置され活動しています。

ビジネス法情報センターのSAの役割は多岐にわたります。たとえば、この季刊誌「ビジネス法学科ジャーナル」の編集もその一つです。これは主に教員の原稿で成り立っていますが、私たちも記事を書きます(取材に行ったり、写真を撮ったり)。

あなたも、ビジネス法情報センターでSAのアルバイトをしてみませんか?

「応募資格者]大阪経済大学経営学部ビジネス法学科所属の学生

[ 時 給 ] 890円(交通費なし)

「勤務時間]シフトによる(たとえば、授業の空き時間など)

[仕事内容の一例] センターに来られる学生の対応、ビジネス法学科ジャーナルの作成、各種パンフレットの作成、ビジネス法研究会・ 学校法務研究会などの事務局、大阪府委託訓練講座、各種講演会の準備、その他もろもろ

[求 め る 人 材 ] 何事にも一所懸命で、積極的な人。(PCでの操作が、職務上発生しますが、不慣れでもかまいません。先輩SAが職務で使用するPCの知識を教えます。)

[募集期間]平成20年1月7日~1月25日(応募用紙記入の上、センター担当者に手渡し。面接の日程は後日お伝えします。)

「採用方法] 応募用紙提出→面接→採用

[現 在 の S A ] 4回生 男1名 3回生 女2名 2回生 男1名の4名で活動しています。





ずいぶんと、大げさなタイトルである。もちろん、謙虚な私の アイデアではないが、従順な私は、編集長に命ぜられるまま、こ の題で書くことにした。

学生を励ますような文章などまともに書く資格がないことは十 分承知しているが、学生時代を振り返ることで、皆さんに役立つ 話も出てくるかも知れない。

さて、私は、民事訴訟手続について勉強している。これは、民事紛争を対象として、その解決のために裁判所で行われる手続であり、私人間の権利ないし法律関係を確定して紛争解決の基準を示すことを目的とするもの(狭義)であるが、そうやって確定された私人の権利を現実に実現するための民事執行手続、その準備段階といえる民事保全手続、そして多数の債権者の権利の実現を目指す集団的債務処理としての倒産手続も含まれる。本学は、「民事訴訟法」、「企業倒産法」、「模擬裁判」を開講し、私が担当させて頂いている。

何故、民事訴訟手続を学ぼうと考えたのか。これはゼミナール 選択と関係する。ゼミ選択の基準は、まず、自分の勉強したい科 目・テーマで選ぶ、次に、教授のゼミを、そして、新進気鋭の若 手研究者のゼミを選ぶ、という方法があると思う。私の場合、第 1で選ぶことは出来なかった。そこで、信頼できる先生に相談し たところ、君には第3がよいだろうと言われ、その基準で選んだ。 結果として、上記内容を勉強することになったが、自由闊達な議 論の中で、その面白さに惹かれていった。ゼミでは、判例・学説 を中心に学んだが、合宿や講演会の準備等を通じて、多くの友人 にも恵まれた。卒業時、将来の不安を抱えながらも、大学院進学 を決意したのは、ゼミ活動によるところが少なくない。

とはいえ、卒業後、大学教員を目指して勉強を続けることは、大きなリスクがともなう。「栴檀は双葉より芳し」という表現がピッタリ当てはまる人たちばかりがいる世界で、どのように生きていくか悩んだ。自白すると、指導教授の私に対する評価は、「率直に言って、外国語にしても、日本語の文章力にしても、法学一般にしても、基礎的な学力に乏しく、研究者として一人前に育てるには、かなり時間がかかるなというのも実感であった。そのせいもあって、院生には、しょっちゅう癇癪を起こしていた」(新堂幸司『司法改革の原点』有斐閣(2001)45頁)というものである。

ビジネス法学科 准教授 吉垣 実

このような私が、何故現職にあ るのか、関心があろう。結論から 言えば、まず、よい先生に恵まれ



たこと、次に、あきらめることなく自分なりに勉強したこと、そして、幸運であったためである。大学院時代は、自分なりに一生 懸命勉強した。尊敬できる先生方のご指導の下、目標に向かって 勉強できることが本当に嬉しかった。海外の研究者の報告を聞く 機会が増えたことや、自分の論文テーマとは直接関係ない分野の 先生から、様々なお話を伺うことも、大変勉強になった。

なんとか、学位論文を提出し、その審査途中、大阪経済大学経営学部の教員公募に接した。幸運にも面接に呼ばれ、そこで、会社関係訴訟の訴訟法的処理について書いた論文の一部を報告した。その後、採用担当の先生から採用決定の連絡を頂いた。その時、身震いした。まさに、わたくしの歴史が動いた瞬間であった。このときの感動に勝るものはない。この気持ちを忘れることなく、研究・教育に精進しようと思う。

紙幅も尽きた。言いたいことを強調しておこう。信頼できる先生の下で地道な勉強を続けよう。カッコ悪くてもよい。貪欲に学ほう。そうすれば、歴史が動く瞬間が必ず来る。歴史は早く動かしておこう。親、恩師はいつか死ぬ。苦労をかけながら、動いた歴史を一緒に見て喜んで貰えないのは、非常につらい。さあ、着実な一歩を、一緒に踏み出そう。



## 経済刑法は六法のどこにあるの?

本学の経営学部では、「刑法」のほかに「経済刑法」が科目として開設されている。そこには経営学と法学の融合をめざすビジネス法学科の特徴が現れている。経済刑法を学ぶことは他大学では困難であり、学生諸君には本学で学ぶことの利点を活用してほしい。

いうまでもないが、日本には「刑法」という名称の法律がある。それは、基本的な法律をさす六法の一つであり、刑法典とも呼ばれる。例えば、殺人は刑法199条に、窃盗は235条に規定されている。この場合の「刑法」は、形式的意味の刑法と呼ばれている。他方、名称の如何を問わず、犯罪と刑罰に関する規定という実質に注目する場合の刑法があり、これを実質的な意味での刑法と呼ぶ。例えば、無免許運転は、道路交通法で禁止され、違反には罰則が適用される。罰則は刑罰であるから、無免許運転罪も



ビジネス法学科 教授 齊藤 豊治

刑法である。道路交通法は、交通秩序を維持するという公益を目的とした行政法であるが、罰則は実質的な意味での刑法である。このような「刑法」以外の罰則は、法律の各分野の垣根を越えて多くの個別の法律に散在している。新しい法律の大半が、罰則を含んでいるから、実質的な意味での刑法は拡大の一途をたどる。それは拡大し続けるジャングルのようである。刑法典以外の罰則を「特別刑法」とも呼ぶ。

この特別刑法の定義も、刑法典の犯罪ではないことを前提にしているから、形式的に定義されているわけである。

経済刑法の範囲と性格については論争があるが、経済刑法を特別刑法の一領域と見る点では、ほぼ共通の理解がある。そうすると、経済刑法には刑法典の犯罪は含まれない。しかし、このような理解は疑問である。「経済刑法」という名称の法律はないし、刑法典にもそのような名称の章があるわけでもない。経済刑法は、形式的にではなく、あくまで実質的に定義すればよい。刑法典の犯罪とそれ以外とを形式的に分断するよりも、両者の有機的な関連をとらえる方が、教育の面でも研究の面でも生産的である。とりわけ、大型の経済事犯は、多くが詐欺罪の適用を受け、同時に事件の摘発と捜査では特別刑法に散在する関連の罰則が活用されることが多い。経済刑法と刑法を分断することなく、両者の有機的関連を発見、分析し、教授することが肝要である。詐欺罪を幹として、いくつもの太い枝が特別法の分野に広がり、生い茂るという構造に注目すべきであろう。

## ゼ ミ 紹 介 in 黒田ゼミ

ビジネス法学科 講師 黒田 尚樹

少女ポリアンナは貧しい生活の中にも沢山の「よかった」を発見する。内科医はレントゲンを見て腫瘍を発見する。ポリアンナの発見は性格が素直で前向きなことに由来するのだが、内科医の発見は目が良いとの理由ではなく、ましてや性格が良いからなどという理由では決してない。医者の頭の中には一定の理論があるという。その理論枠組みを目の前のレントゲンに当て嵌めながら分析をする。だから見ることができる。

法を学ぶのも同じことである。法は、社会・生活を見るための枠組みを提供する。歯を磨く。バスに乗る。学校をさぼる。ゲーセンでクレーンゲームをする。笑いをとる。コンビニで買物をする。友達におごる。犬の散歩をする。こうした毎日の生活の中でも法に関係することは沢山ある。最近、社会で濫用されがちな「責任」という言葉も、もちろん法に関係する。黒田ゼミでは、日常

的なことや社会人の多くが経験するであろうことが事例形式の問題として出題される。ゼミ生たちは自分の考えを発表し討論しなくてはならない。なにより討論に先立って法の枠組みを頭に叩き込む必要があるために、ゼミ生は毎週相当な時間の下準備を要請される。





## 「モテること」と「学ぶこと」

## ―その実証的考察

ビジネス法学科 准教授 藤澤 宏樹

この機会に、自分の学生時代を思い出してみた。大学生の頃の 私が一番考えていたことは何か。勉強ではもちろんなかったし、 社会問題について考えることでもなかった。では何か。恋愛に決 まっている。「モテたい」。大学生共通と言っていいこのテーマに、 私も取組んだことがある(注:ここで「モテる」とは、さしあた り、不特定多数の異性に好意を持ってもらうという意味とさせて いただく)。そこでここでは、私が「モテる」ためにした努力を紹 介させていただいて、学生の皆さんの参考に供したい。

せっかくなので高校時代にまで遡って述べていきたい。高校生 の頃の私は、モテたいとは思っていたが、流行に安易に乗るのは イヤだった。だから、私なりの作戦をたてて、モテようとした。

最初に考えたのは、「さりげなさ」作戦だった。髪型や服装を、 気を遣っていないように見せかけて実は気を遣っている風にし て、「さりげない格好よさ」を追求した。

でも、モテなかった。なぜなら、女子たちは、私が「さりげな さ」にこだわっている事に気づくほど、私のことを見ているわけ ではないからである。だから、女子たちから見れば、私は「髪型 も服装も気を遣っていない」という風にしか見えなかったようで ある。「さりげなさ」作戦は大失敗であった。

しかし、それでへこたれる私ではない。さっそく次の作戦を考えた。「ラブレター」作戦である。よく考えてみれば、不特定多数の女子にモテる必要はない。自分の好きな女子にだけモテればいいのだ。先の定義が甘かったのだ。ラブレターならイケる。私は必死になってラブレターを書き、出した。

ところが、これもダメだった。実は、その女子と私は「おはよう」と挨拶するくらいしか話したことがなかった。特に親しくもない相手にいきなりラブレターを出しても上手くいくわけがない。かくして「ラブレター」作戦も大失敗であった。

そうこうしているうちに高校時代は終わった。作戦は全て失敗 した上に、浪人してしまった。ところがどうしたわけか、浪人時 代に彼女ができた。何の努力もしないのに、である。

不思議に思った私は、どうして私のことが好きになったのか聞いてみた。すると「やさしいから」。なんでこれに気付かなかったのだろう!見た目だけではダメなのだ。人間やっぱり「やさしさ」である。

彼女とは大学に入ってからも続いたが、しばらくして私から離れていった。彼女は昼は講義、夕方から体育会バレーボール部の練習と、勉強に部活にフル回転の日々を送っていた。一方の私は、ブラブラしていた。昼過ぎに起きだし、やおら友達のアパートに出かけていって、お好み焼き屋で駄弁ったりして、遊んでばかりいた。彼女はそんな私に愛想を尽かしたのであった。私はいつも「やさしく」していたのに。

私が真剣に法学を勉強しはじめたのはそれからのような気がする。フラれた彼女に認められたい、という何とも情けない動機であった。ところが、この勉強が信じられない副作用をもたらした。どういうわけか、モテだしたのである(注:あくまでも私の中の基準に基づいている。実際どの程度だったかは賢明な学生諸氏のご想像にお任せする)。別にモテる努力をしたわけでもないのに……と、その時ようやく気がついた。「やさしい」だけではダメなのだ。何か(この場合勉強)に熱中することがより大切なのだ。

やっとわかった。結論はこうなる。「モテる」ためには、外見だけではダメで、中身がより大切だということである。さらに格言:モテるために学ぶのではない。学ぶことでモテるのだ。以上、当たり前のことだが、なかなか気付かなかった。学生の皆さんも、私の失敗を参考に、ぜひ中身をしっかり磨いてもらいたいものである。なお、編集部の指示は、「社会的関心ごとについて書け」とのことだったのに、まったく異なった内容となってしまった。上のような結論が得られたということで、お許しいただきたい。

## 不動産鑑定士説明会開催される

平成19年12月14日、経営・ビジネス法情報センター主催の「不動産鑑定士説明会」が開催された。当日は学内、学外を問わず、多くの方に来ていただきC-63 教室がいっぱいとなった。講演会は三友システム代表取締役の井上明義氏に始まり、3名の不動産鑑定士によって、鑑定士業の現状や将来、また受験方法などが説明された。

講演会終了後に行ったアンケートでは、「とても難しい資格だと感じたが、とても魅力的な 資格である」とか「大学院に行って勉強したい」などの意見を頂いた。

夜遅いにも関わらず、多数の皆様にご来場いただき、大変ありがとうございました。



## あなたと読む最高裁(大審院)判例

次の最高裁(大審院)の判例を読んで問いに答えなさい (法律文献、国語辞典、漢和辞典、法律辞典などの使用を認めます)。



ビジネス法学科 教授 木村 俊郎

大審昭和九年(オ)二八七二・同十年四月二十五日民一判

上告人ハ大阪市南区道頓堀「カフェー」丸玉ニ於テ女給ヲ勤メ居リシ被上告人ト遊興ノ上昭和八年一月頃ヨリ昵懇ト為リ其ノ歓心ヲ 買ハンカ為メ将来同人ヲシテ独立シテ自活ノ途ヲ立テシムヘキ資金トシテ同年四月十八日被上告人ニ対シ金四百円ヲ与フヘキ旨諾約 シタリト云フニ在ルモ叙上判示ノ如クンハ上告人カ被上告人ト昵懇ト為リシト云フハ被上告人カ女給ヲ勤メ居リシ「カフェー」ニ於 テ比較的短期間同人ト遊興シタル関係ニ過キスシテ他ニ深キ縁故アルニ非ス然ラハ斯ル環境裡ニ於テ縦シヤー時ノ興ニ乗シ被上告人 ノ歓心ヲ買ハンカ為メ判示ノ如キ相当多額ナル金員ノ供与ヲ諾約スルコトアルモ之ヲ以テ被上告人ニ裁判上ノ請求権ヲ付与スル趣旨 二出タルモノト即断スルハ相当ナラス寧ロ斯ル事情ノ下ニ於ケル諾約ハ諾約者カ自ラ進テ之ヲ履行スルトキハ債務ノ弁済タルコトヲ 失ハサラム要約者ニ於テ之カ履行ヲ強要スルコトヲ得サル特殊ノ債務関係ヲ生スルモノト解スルヲ以テ原審認定ノ事実ニ即スルモノ ト云フへク原審ノ如ク民法上ノ贈与カ成立スルモノト判断セムカ為ニハ贈与意思ノ基本事情ニ付更ニ肯首スルニ足ルヘキ格段ノ事由 ヲ審査判示スルコトヲ要スルモノトス然ラバ原審カ何等格段ノ事由ヲ判示セスシテ輙ク右契約ニ基ク被上告人ノ本訴請求ヲ容認シタ ルハ未タ以テ審理ヲ尽サ、ルモノカ少クモ理由ヲ完備シタルモノト云フヲ得サルニヨリ論旨ハ結局其ノ理由アルニ帰ス。

Exercise 1 次の漢字に読み仮名をつけなさい(初級クラス)。

- 01) 女給 02) 遊興
- 03) 昵懇
- 04) 歓心

- 06) 叙上
- 07) 如ク 08) 縁故
- 09) 然ラハ 10) 斯ル
- 11) 縦シヤ 12) 興二
- 13) 即断 14) 環境裡 15) 寧口
- 16) 履行 17) 債務
- 20) 贈与
- 18) 弁済
- 19) 特殊ノ
- 21) 首肯 22) 輙ク
- 23) 審理 24) 論旨

Exercise 2 次の語句の意味を書きなさい(初級クラス)。

- 01) カフェー 02) 女給 03) 昵懇
- 04) 歓心
- 05) 諾約

05) 諾約

- 06) 叙上
- 07) 環境裡 08) 履行 09) 輙ク
- 10) 首肯

11) 格段 12) 事由

Exercise 3 次の法律用語を説明しなさい(中級クラス)。

- 01) 上告人:被上告人
- 02) 裁判上ノ請求権
- 03) 債務ノ弁済

- 04) 原審
- 05) 要約者 06) 特殊ノ債務関係
- 07) 贈与カ成立

08) 論旨 09) 本訴請求

Exercise 4 次の問いに答えなさい(中級クラス)。

- 01) 冒頭の「大審昭和九年(オ)二八七二」は何を意味している のでしょうか。
- 02) いつ大審院から最高裁へ呼び名は変わったのでしょうか。
- らぐらいでしょう。

Exercise 5 次の文をわかりやすく説明しなさい(中級クラス)。

- 01) 上告人ハ大阪市南区道頓堀「カフェー」丸玉ニ於テ女給ヲ勤 メ居リシ被上告人ト遊興
- 02) 遊興ノ上昭和八年一月頃ヨリ昵懇ト為リ其ノ歓心ヲ買ハンカ 為メ将来同人ヲシテ独立シテ自活ノ途ヲ立テシムヘキ資金

トシテ同年四月十八日被上告人ニ対シ金四百円ヲ与フヘキ 旨諾約シタ

- 03) 上告人カ被上告人ト昵懇ト為リシト云フハ被上告人カ女給ヲ 勤メ居リシ「カフェー」ニ於テ比較的短期間同人ト遊興シタ ル関係ニ過キスシテ他ニ深キ縁故アルニ非ス
- 04) 一時ノ興ニ乗シ被上告人ノ歓心ヲ買ハンカ為メ判示ノ如キ相 当多額ナル金員ノ供与ヲ諾約スルコトアルモ之ヲ以テ被上 告人ニ裁判上ノ請求権ヲ付与スル趣旨ニ出タルモノト即断 スルハ相当ナラス
- 05) 寧ロ斯ル事情ノ下ニ於ケル諾約ハ諾約者カ自ラ進テ之ヲ履行 スルトキハ債務ノ弁済タルコトヲ失ハサラム要約者ニ於テ 之カ履行ヲ強要スルコトヲ得サル特殊ノ債務関係ヲ生スル モノト解スル
- 06) 原審カ何等格段ノ事由ヲ判示セスシテ輙ク右契約ニ基ク被上 告人ノ本訴請求ヲ容認シタルハ未タ以テ審理ヲ尽サ、ルモ ノカ少クモ理由ヲ完備シタルモノト云フヲ得サル

Exercise 6 この事件(カフェー丸玉事件と呼んでいる)を300 字以内で簡単に解説しなさい(中級クラス)。

03) 昭和8年の400円、平成20年の貨幣価値に直したらいく Exercise 7 この事件の登場人物は二名です。彼らはなにを争って いるのでしょうか(初級クラス)。

- 01)彼らの争い事を「事実に沿って」簡単に説明しなさい。
- 02) 男性の言い分は何でしょう。
- 03) 女性の言い分は何でしょうか。

(次ページにつづく…→)

\*\(\frac{1}{2}\) \*\(\frac{1}\) \*\(\frac{1}\) \*\(\frac{1}{2}\) \*\(\frac{1}{2}\) \*\(\frac{1}{

- Exercise 8 この事件の登場人物は二名です。彼らは法的には (権利義務の世界では)何を争っているのでしょうか (中級クラス)。
- 01) 男性と女性が訴訟当事者ですが、どちらが上告人、被上告人でしょうか。
- 02) 訴訟当事者の法的争点は何でしょうか。
- 03) 上告人の法的主張は何でしょうか。
- 04) 被上告人の法的主張は何でしょうか。

Exercise 9 大審院はこの事件を事実上どのように処理したのでしょう (初級クラス)。

- 01) どちらが負けましたか。
- 02) 負けた理由を簡単に説明しなさい。

Exercise 10 大審院の判決について以下の設問に答えなさい (中級クラス)。

- 01)敗訴者はどちらでしょうか。
- 02)敗訴理由を判決文から抜き出しなさい。
- 03)敗訴理由を法的に(権利義務の世界で)説明しなさい。

Exercise 11 あなたはこの大審院の判決をどのように思いますか。 以下の項目から自分が思う項目を選択し、なぜそのように思うのかを、あなたの気持ちを述べなさい

- ① 正しい判断:
- ② 間違った判断:

(初級クラス)。

③ その他:

Exercise12 あなたはこの大審院の判決をどのように思いますか。 以下の項目から自分の考えと一致するものを選び、その理由を法的観点から述べなさい(中級クラス)。

- ① 正しい判断:
- ② 間違った判断:
- ③ その他:

Exercise13 原文は句読点がなく、漢字カタカナ混じり文、濁点のない文字が入っています。自分で工夫して朗読してみてください。(練習すればおのずから息継ぎ箇所やリズムなどが身に付きます。)

解答は第4号に掲載します。 請うご期待!

## ビジネス法学科1期生就職状況から想うこと

今年度ビジネス法学科が完成年度を向かえ、初めて卒業生を世に送り出します。その就職状況は実際にはどのような状況であるかを踏まえ、一所感を述べさせていただきたいと思いますので、しばらくお付き合いください。

さて、11月25日現在のビジネス法学科1期生の内定率を見ますと、男子69.3%、女子72.2%合計70.0%であり、同条件で見た場合の大学全体の内定率より2~3ポイント上回って推移しています。また内定先も金融・保険業、卸売業、小売業、製造業をはじめとして多岐に渡っており、他学科と遜色なく幅広く各業界に受け入れられている様子が伺えます。

よくよく考えますと、会社のみならずあらゆる組織は日本という法治国家の中に存在する以上すべて法律に基づいて定められており、法律に従って運営しなければなりません。特に昨今の不祥事のほとんどがコンプライアンス(法令遵守)の観点を逸脱したことから起こっているものです。一方で法律は完全ではありません。だからこそ法律を知っておく、勉強しておくことはこれからますます重要になると思われます。従って法律を勉強しておくことは決して無駄ではありません。

進路支援センター 就職課 前田 貴史



これはあくまで私見ではありますが私は「ビジネス法学科とは 法律に基づいた正しい会社の儲け方(!?) が勉強できる学科」 であるといえると思っています。そう考えればその学科で勉強し てきた皆さんは「社会でこそ役に立つ人材である」と言える訳な のです。

就職活動を成功させるための必要なものとしては ①「大学時代にこれをやった」と思えるものを作ること ②自分の経験を論理的に話が展開できること ③自信を持つこと が最低限必要です。いよいよ 3 年生の皆さんも本格的に就職活動が始まります。自分に自信を持ってぜひ先輩方に続き自分の希望する道を邁進してほしいと願っています。



## 市役所で何するの?~合格者3人に聞く

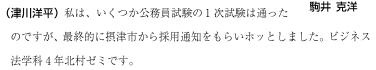
#### ~市役所でどんな仕事がしたいのですか~

(聞き手) 今春約100名のビジネス法学科第1期生が卒業します。銀行・証券 会社あたりの進路が多いのですが、今回は茨木市、摂津市それに栗東市の職 員採用試験に合格し、自治体行政マンになる3人にお聞きします。まず自己 紹介を兼ねて受験の経過を聞かせて下さい。

(駒井克洋) 私は、昨年経営学部ビジネス法コースを卒業しました。

昨年失敗し今は経営学研究科1年に在籍しています。 北村ゼミです。おかげさまで、今年はいくつか最終まで 行き、何かと話題の多い栗東市を自分で選びました。

(吉田巧) 私は、茨木市に合格しました。ビジネス法学科 木村ゼミ4年です。はじめから公務員志望です。



(聞き手) 各市の政策・課題もまじえて、市職員としてどんな仕事がしたいのですか? もちろん思うような部署に配属されるとは限りませんが。

(駒井) 栗東市は、滋賀県の周辺市に比べ「活力を生み出す産業」とか「都市 基盤の整備」に比重を置いた政策を持っています。その分、市民に対する説 明責任をしっかり果たすことが課題になりそうです。新幹線新駅問題の事後 処理のためか、大きな法務部体制を作ると聞いています。契約検査とか法務 とかそんな部署が希望ですが、はじめからは無理でしょうね。



(吉田) 私は昨年茨木市のインターンシップに参加し、他市と比較して住民参加に積極的に力を入れていると思いました。私はその中で市に関する情報等を市民に発信している広報誌の作成などの仕事がしたいと考えています。まあ私も希望通りにはいかないと思いますが・・。

(津川) 摂津市は「行財政改革」が一番の課題とされています。現在着実に地方債の返済を進めているようで、財政が改善する兆しが見えてきているようです。私は、クラブで福祉系ボランティアをしていました。福祉関係の部署が第1希望ですが、現実には将来様々な部署に配属されるでしょう。

#### ~ 試験準備は?面接のポイントは?~

(聞き手) 試験準備と面接勝ち残りポイントは何ですか。

(駒井) もちろん幅広い知識が必要なのですが、県や自治体によって出題 傾向が違います。それを知り対策を立てる必要があります。昨年は苦手 な問題が多く出題され敗退しました。私は、経営学研究科の討論型授業 がグループ面接で積極的に意見を言える力をつけたと思っています。

(吉田) 筆記試験は継続する力が重要です。公務員試験は内定が決まるのが非常に遅いので、あせる気持ちが出ますが、自分はここで働きたいという気持ちを持ち続けることが必要だと思います。面接に関してはある程度、質問されそうな事柄を準備する必要があります。時事も聞かれることがあるので、

新聞やニュースである程度の自分の意見を持てるようにすることもお勧めします。

(津川)まず、一次試験対策としては教養や専門試験の知識を頭に叩き込み、過去問をひたすら解いていくということをしました。面接試験では、「ビジネス法学科で何を学んだのか」「クラブでやったこと」がよく聞かれ、大学での経験が大きな力になりました。



津川 洋平

#### ~ 卒論そして今後の成長計画はありますか~

(聞き手) 駒井君は広い意味の公共契約関連で修士論文を来年度書くのですね。皆さんの卒論は?

(駒井) はい。卒論では個人情報保護法を扱いました。修士論文は「随意契約の再評価」です。ちょっと誤解されそうですが、価格中心の競争入札制度の問題点を検討します。修士論文をこの分野の専門性を高める入り口としたいと思います。大学院2年目は土曜日のみの登校になりますが、市からは問題なしと言われているので研究を続けるつもりです。

(吉田) 私は、卒論で嫡出子と非嫡出子の相続分差別をテーマに調べております。最近、茨木市の職員に決まったばかりなので、実際のところまだ未完成です。この卒論テーマの研究だけでなく文章構成などに関しても勉強するつもりです。実際に役所に入れば文章の作成は重要ですからね。

(津川) 卒論では、地方公共団体の契約制度について書きました。現行の自治体契約制度や運用上の問題です。福祉サービスにも契約が介在しますから、契約一般の理解は今後の仕事に活かせると思っています。今後も、市役所内外でさまざまな勉強をしていきたいと考えています。

#### ~経営と法を学んだことが生きる仕事ですね~

(聞き手) 私はある市の行政改革とか契約管理にかかわる委員会の経験があるのですが、公共組織の場合、経営的観点を広い意味での法的な言葉・文章で語る必要があります。ビジネス法学科での学修が生きる仕事ですね。また配属先は色々でしょうが、法務、広報、福祉といった自分の得意分野をひとつ作っておくべきです。私の印象では、就職氷河期に各市役所に有能な人材が蓄積しています。皆さんが先輩達と連携し自治体行政マンとして活躍し、その話を我々のところに持ち帰ってくれると嬉しいですね。

[聞き手: 北村 實 ビジネス法学科教授 08.1.9]



## 研究室訪問

Kuriki×Hirahara

本日は、第1回の研究室訪問の取材をお受けいただき、ありがとうございます。



私は大学を卒業後、メーカーに就職しました。ここでは資材購買、とりわけ下請取引に携わりました。ご存知の方もいらっしゃるとは思いますが、下請取引においては下請法という法律が実務上非常に重要な役割を果たしています。下請法、更にはこの延長線上の独占禁止法に興味を持ち、大学院に進学したことが、そもそものはじまりです。博士課程において単位修得の後、別の大学に就職し、縁あって2006年4月より本学経営学部にお世話になっています。そういえば、本学への就職に際し、プレゼン(模擬講義)が求められましたが、このときは下請法をテーマに話しをしました。ビジネス法学科の先生のみならず経営学科の先生もいらっしゃって、かなり緊張したことを今でもはっきり憶えています。

**Q2** なるほど、先生にとって大学卒業後の職務経験が大学教員になる出発点だったんですね。わかりました。ところで先生 は学生の頃、どんなふうに過ごされたのでしょうか。

どんなふうにといわれても、なかなかうまくこたえるはできませんが、ゼミについては、大学生のときは英米法のゼミに、院生のときは経済法のゼミに所属していました。英米法のゼミでは、英文の判例を読んでいましたが、普通の辞書には載っていない専門用語がたくさん出てきますし、ゼミの性格上ゼミ生は数人しかいないので頻繁に報告は回ってきますし、しかも先生は厳しいし、このため先輩の院生を囲んで自主ゼミを行ったりして、なんだか非常に大変でした。ただ、少人数ということもあって、今でもゼミ生とのつきあいは続いており、大学教員になった現在、ゼミで学んだことは研究、教育の両面において、直接役に立っています。振り返ってみれば、大変懐かしく、いい思い出です。

**Q3** 今、ゼミについてお話しが出ましたが、先生は経営学部では、どのようなゼミを担当されていますか。

私のゼミでは、主に独占禁止法について審決、判例を研究しています。ただ、いきなり審決、判例について評釈し、報告するように求めても、なかなか難しいように思います。このため基本的内容をあらかじめ説明し、その上で担当のゼミ生に報告を行ってもらっています。現在、3回生のゼミ生が4名、2回生のゼミ生が13名います。3回生については少人数ということもあり、アットホームな雰囲気の下に、ゼミは運営されているように思います。2回生については後期に始まったばかりであり、まだなんともいえませんね。3回生のゼミでは最近、就職がよく話題になっています。担当教員としては出来る限り、ゼミ生の声に耳を傾けているところです。

**Q4** 最後になりましたが、先生のご専門の「経済法」の魅力と、先生として学生に一言、メッセージをお願いします。

まず経済法についてですが、経済法という名称の法律はなく、市場経済体制を支える法律の総称を経済法といいます。中心となる法律は経済憲法といわれる独占禁止法です。経済学の影響を受け学際的であることは経済法の1つの魅力ですが、こうした側面のみならず、近年の社会的問題、たとえば公共調達における談合や、食品の不当表示といった問題に経済法は直接、間接に関連していること、つまり案外身近であることこそ、実は経済法の最大の魅力ではないか、と思っています。学生に対するメッセージについては、あまり偉そうなことをいえる立場にはなく、困惑するばかりですが、私自身の学生生活を省みると、もっといろいろなことにチャレンジしていれば、別の可能性の追求もあったかもしれない、あるいは大学教員として生きていくならば、もっと真面目に勉強をしておけばよか

った、と思うときがあります。いずれにせよ、悩みつつも失敗をおそれず積極的に動く、ということが大切だろうと 思います。

本日はお忙しいなか、本当にありがとうございました。

インタビュアー: 平原 祐樹

ビジネス法学科 准教授 栗城 利明

## ビジネス法研究会報告

ビジネス法議論のなかでわれわれは、「裁判規範として法を運用する能力の養成」と対比させながらビジネス法教育を「ビジネスや市民生活の中で行為規範として法を活用する能力の養成」と規定しましたが、われわれはその意味の深化と体系化を課題とし研究しています。報告は原則として実務家と教員が各1名担当します。第4回~第6回までの報告は以下の通りです。



▲第4回研究会



▲第5回研究会

#### 第4回 2007年10月27日

報告 1 酒井和彦氏(竹中工務店大阪本店総務部部長・法務担当)「建築工事瑕疵対応事例の紹介」

報告2 黒田尚樹氏(ビジネス法学科専任講師)「請負瑕疵担保責任における完成の意義」

第5回 2007年11月24日

報告1 家本修氏(経営情報学部教授)「不動産工学における不動産価値の位置づけ」

報告 2 菊池浩史氏 (財団法人住宅管理協会関西支部京都住宅管理センター業務第二課 課長)

「住宅管理の現場から~"まさか"に対応できる体力・胆力・知力~」

第6回 2007年12月22日 (税法修士論文中間報告会)

報告者:高橋明子 酒井敏行 疋田顕 前田有太可 橋詰雄三 吉住百合子

中村仁一 植田朗裕 谷川盛彦 浅野直人 西井 理 上田修司

成瀬俊道 大坪英樹 (敬称略)

## 10月のビジネス法研究会での報告のまとめ

裁判例によれば、「完成(最終工程完了)」は、民法634条以 下に定められた請負瑕疵担保責任の要件に数えられている。そ して、請負目的物に存する瑕疵は目的物が「未完成」と評価さ れる場合には請負瑕疵担保責任ではなく一般債務不履行責任 の適用下におかれる場合がある。このような枠組みのもとで は、請負人による一定程度の履行完了(つまり瑕疵があるとは いえ一応は完成させたという点)が評価されつつ、そうした不 完全履行に適用される責任規範として請負瑕疵担保責任は把 握されることとなる。つまり、請負瑕疵担保責任は一般債務不 履行責任よりも軽減された責任内容を有するとの理解へ傾く。 ところが、最高裁により引渡後の建替費用相当額の賠償が認め られたことや(従来、民635条但書の解除制限規定があること から建替費用相当額の賠償は認められないと解されきた)、補 完的履行請求権(瑕疵修補請求権や代物給付請求権)に対する 学説の理解が変化しつつあることから(たとえば、過分費用の 瑕疵修補請求権を否定した民634条1項但書を一般的瑕疵修補 請求権の理解に敷衍しようとするものがある)、両責任の範囲 に関する広狭は存在しないことが明らかになりつつある。そう であれば、前述のような完成概念は請負瑕疵担保責任の諸相を 精確に捉えるにはやや的外れなものとなっていると言って良 い。近年、「瑕疵があっては、仕事は完成しない」との標語の もと、担保責任の適用契機を完成から受領に替え、これにより 一般債務不履行責任との画定を図る議論がある(以下、受領学

ビジネス法学科 講師 黒田 尚樹



説)。こうした受領学説によれば、両責任はいわば時的に区分さ れる。なるほど、担保責任の適用基準が完成から受領に代替さ れることで、責任の存続期間という点で画一性が担保され、か つ、請負瑕疵担保責任の意義をその点に収斂させることが可能 となる。しかしながら、翻って考えてみるに、その画一性は単 に時的区分構成を採用したことの帰結に過ぎず、そして時的区 分は受領概念の論理必然というわけではないだろう。わが国の 学説が、完成概念を批判し、ドイツ法やフランス法のような受 領概念への移行を説くとき、その代替の必要性が明確に提示さ れることはなかった。こうした事情の背景にはどのような理由 が存在したのか。考えられる理由のひとつとして、完成概念と 受領概念が責任規範という点のみから考察されてきたというこ とを挙げることができる。たとえば、報酬債権の弁済期到来を 基礎付けるのもまた完成概念や受領概念であるわけだが、ここ では完成と受領とで相違が見い出し得るのではないか、また「受 領」と物の占有移転と関係する「引取」を区別するべきなのか 否か。纏めれば、完成や受領の作用を機能的に考察するために は、契約規範としての意義を体系的に再検討する必要があるよ うに思われるのである。そのような問題提起を行なった。



## 100 円か?100 万円か?

~百円手形事件~



ビジネス法学科 教授 池島 真策

#### (1) どのような事件か?

もしあなたが、以下のようなビジネスシーンに遭遇したらどうしますか。 X が、 Y に手形を振り出しました。手形に記載されている満期(支払があるべき日)になったので、 Y が X に手形の支払い呈示をしました。しかし、その手形には、約束手形の金額欄に文字で「金壱百円也」と記載があり、その右上段に算用数字で「¥1,000,000ー」という記載がありました(100 円の収入印紙も貼付されていました)。そこで、100 円と 100 万円のどちらの金額が手形金額となるのかが争われました。さて、皆さんだったらどちらの金額が手形金額だと思いますか?

#### (2) 手形のルールである手形法は?

実務上は、手形金額の改ざん防止のため、金額欄と欄外に重複して金額を記載する場合があります。では、手形のルールである手形法ですが、6条1項は文字と数字で異なる金額が書かれている場合には文字で書かれている金額が優先するとし、2項では重複記載されているときは最小の金額が手形金額であるとしています(この条文は、手形法77条2項により、約束手形に準用されます)。

#### (3) 裁判所の判断は?

そこで、この事件に対して、各裁判所はどのような判断をしたのでしょうか?第一審である**岐阜地方裁判所**(昭和 56 年 12 月 10 日)は、手形法 6 条 1 項により、手形金額は 100 円と判示しました。しかし、控訴審である**名古屋高等裁判所**(昭和 57 年 7 月 29 日)は、100 円の手形は一般常識ではありえないし、「壱百円」は漢数字であり文字ではないこと、および誤記であることは明らかであるから金額不確定とはいえないなどの理由から、手形法 6 条 1 項・2 項の適用はないから、算用数字で記載した金額 100 万円を本件手形金額とすべきものと解するのが相当であるとしました。ところが、**最高裁判所**(昭和 61 年 7 月 10 日)は、第一審である岐阜地方裁判所と同様 100 円とする判断をしました。

#### (4) 「経験則・一般常識」vs.手形法の規定?

要するに、壱百円という手形金額について、名古屋高等裁判所の判決が「経験則」や「一般常識」を基準として実質的判断を加えているのに対し、最高裁判所は手形法の規定に基づく形式的判断を加えているのです。ビジネスの世界で、しかも最高裁判所が 100 円という手形を認めるというのは信じられないことかも知れません。当時のマスコミも、センセイショナルな話題として取り上げていたそうです。しかし、最高裁判所の判断が必ずしも非常識ということはできません。名古屋高等裁判所がいうような「明らかな誤記と認められる場合」という判断は、非常に危険な判断の場合もあります。仮に、今回のように、ビジネスにおいて 100 円という手形金額は明らかに誤記としたら、どのよう金額であれば誤記ではなくなるのでしょうか。このように考えると、「明らかな誤記と認められる場合」

などという基準は、かえって、不明確な基準となってしまい、危険なのです。

ビジネス社会においては常識では考えられないことが起こるからこそ、 ビジネス法が大事なんですね。ビジネス法を学んで、しっかりとした法 的な思考や法を意識した判断能力を身につけましょう。

#### 参考文献

倉沢康一郎『手形判例の基礎』(日本評論社、1990年)

宮島司『やさしい手形法・小切手法[第2版]』(法学書院、2006年)



## 大学院へチャレンジ! **-飛び級を利用して大学院へ-**

今年度から**飛び級制度**ができ、3回生から一足飛びに大学院1回生になることができ るようになりました。

大学の講義をまじめに受講していれば、3年で学部の卒業単位の取得が可能です。 また、大学院修士を卒業する場合、通常、学部4年、大学院(修士)2年の計6年か 大学院経営学研究科では次の6プログラムを用意しています。 かりますが、飛び級を利用すれば5年(学部3年、大学院2年)で卒業できます。

経営系ではマネジメントプログラム、コンサルティングプログラム、エグゼクティブプログラム、ビジネス法系ではビジネス法務プログラム、税法務 プログラム、不動産法務プログラムです(エグゼクティブプログラムは現役経営者や現役経営幹部などの社会人向けですので学生は対象外です)。

それぞれのプログラムとその概要、目指すべき就職先・資格を次表に掲載しました。

マネージメント プログラム	MBA型教育。経営学理論およびそれに応用した企業経営の実証的分析を学び、法律にも精通した企業人および研究者の育成 予想される進路等:企業経営者、大手企業の管理職・専門職、研究者
コンサルティング プログラム	経営診断、企業診断やコンサルティングの知識を身に付けて、経営コンサルタント、企業内コンサルタントの 育成 予想される進路等:経営コンサルタント、企業内コンサルタント
ビジネス法プログラム	民事法の基礎理論とその発展科目の修得を通じて、経営にも精通した企業法務の担い手及び研究者の育成 予想される進路等:企業法務部幹部、弁理士
税法務プログラム	経営コンサルティングができる高度な専門的能力を有する税理士の育成 予想される進路等:税理士、企業経理部幹部
不動産法務プログラム	不動産業務に従事する高度な専門的職業人の育成 予想される進路等:不動産会社、ゼネコン、不動産鑑定士、司法書士、不動産コンサルタント

#### 大学院に行くと次のようなメリットがあります!

#### 一般企業への就職に幅が広がる -

学部卒業の場合と異なり、専門的知識を身につけて就職に臨みますので、より専門的な企業へもチャレンジの道が開けますし、企業側も専門的能力を 有する者の採用を望んでいます。

#### - 公務員試験へのチャレンジや有力資格の取得に有利 -

公務員試験へのチャレンジや公認会計士、税理士、不動産鑑定士、司法書士などの大型資格へのチャレンジの回数を、学生の身分のままで増やすこと ができます。

#### **飛び級制度の利用 大学は中退扱いになりますが、問題ありません!**

**飛び級制度**を利用した場合、大学は中退となりますが、1 年間大学院に在籍した旨の証明を付け、学位授与機構に申請すれば簡単に「学士」の学位を 得ることができます。

学部中退扱いでも、各種公務員試験(公務員試験は22歳以上という年齢制限があるだけで、大学卒という条件はありません。中学卒業だけの人でも年 齢に達すれば大学卒程度の公務員試験に挑戦できます)や一般企業への就職にも支障はありません。

#### 奨学金制度の活用の変学金制度があります。

#### - 大学独自の奨学金 -

- ・71 万円 (返還不要)
- ・大学院入学後判定試験あり。英語(時事英語の和訳、試験時に事務局が配布する辞書を使用)。各学年2名(経営学部は一般学生が対象。留学生・社会 人は不可)。

#### - 日本学生支援機構の奨学金 -

貸与 (要返還) 入学後申込み・1種 無利息 約8万円/月 2種 有利息 5万円、8万円、12万円/月 のうち学生が選択

#### 今年度の受験日程

出願期間:2008年2月1日~2月8日 試験日 2008年2月22日 詳しくは大学院事務室へ問い合わせください。



ビジネス法学科 准教授 松田 佳久

\*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\* \*\*\*

#### 「民法テール (Tale)」(其の2)

#### ▼出生の秘密

わたくしのような民法人が、なぜ出生したのでしょうか。古い記憶を呼びもどして思い出してみようと思います。まず、わたくしの両親を紹介しておきましょう。父は宗教的ペルソナ(ペルソナですよ。女優のユンソナさんではありません。個人的には好きですけどね。)と呼ばれており、母は経済的ペルソナと呼ばれておりました。父は非常に敬虔的で信仰心の厚い人でした。それに対して母は合理的にものごとを考える人だったと思います。わたくしたちの家庭は貧しかったので、母は常にどうしたら豊かな生活ができるかということを一所懸命に考えていたのだと思います。そのような2人の間の子として生まれたのです。では父から紹介しましょう。

#### 父=宗教的ペルソナ

近代以前においては、人は神により支配されていたと言ってよいでしょう。たとえば、日が昇れば農耕に出かけ、日が沈めば家路を急ぐ。そして一家団らんを形成する。そのような繰り返しであったと言えるでしょう。春になると種を蒔き、秋になると収穫をする。牧歌的な社会でした。そこには農耕を中心とした家庭が展開され経験豊かな人(通常は「家長」)がその家庭を支配していたといえます。つまり、「自然」という「神」が人々の生活を統率していたのです(下のミレーの絵画はイメージ画像です。)。



(ミレー:晩鐘)



(ミレー:落穂ひろい)

キリスト教がヨーロッパ全土に拡がる以前はケルトの神々やケルトの森の妖精が大活躍をしていたのです。ドイツの森の写真がイメージ画像です。そして、ウエーバーの歌劇『魔弾の射手 序曲 秋の夜半』のオーボエなどを聴くと気分は一気にケルトの世界に入りますよ。



(ドイツの森)

しかし、キリスト教がローマ文化とともにヨーロッパに広がると、ケルトの神々やケルトの森の妖精たちは隅っこに追いやられ陰を潜めてしまったのです。ローマ文化が(キリスト教の教えと手を携えて)ヨーロッパを圧巻する話は岩波文庫に所蔵されている『ガリア戦記』をぜひ読んでください。ローマ・キリスト教文化以前の、ケルト族(ケルト文化:

Who are you?

指桃罵李

イギリスのストーン・ヘンジ遺跡や渦巻き文様 などに面影を見ることができます。) の息吹に触



れたい方はその方法が全くないではありません。ケルト音楽は最近静かな ブームとなっています。代表的なのがエンヤさん(Enya:アイルランド出身、 ロード・オブ・ザ・リングのテーマソングが有名です。)のCDです。もっ と身近な音楽としてはスコットランド民謡の『庭の千草』、『故郷』などが 有名ですね。



(ストーン・ヘンジ)



(渦巻き文様)

団塊の世代(大ざっぱに言えばきみたちのお父さんやお母さんの世代)に流行ったサイモンとガーファンクルの『スカボロフェアー』などは、わたくしの一番のお進めですね。アイルランド、スコットランドはケルト民族の末裔がいるところですよ。そうそうDVDでシェイクスピア(和名:沙吉比亜)作『真夏の夜の夢(Midsummer Nigh's Dream)』(1999年アメリカ、監督マイケル・ホフマン、出演ミッシェル・ファイファー)を見るのも一つの方法ですね。さらにどうしても今、見てみたいというわがままなあなたのために(山中コレクション:シェイクスピア美術館所蔵)、イメージ画像を見せてあげましょう。



(真夏の夜の夢)

そして、「自然」=「神」=「キリスト」というパラダイムが形成されてきたのです(紀元後325年 キリスト教のニカイア公会議にて御父〔ロゴス〕と御子〔キリスト〕と聖霊は同質という三位一体論が完成するのです。実はこの三位一体論が後のヨーロッパ中世の支配者としての教会の役割を決定付けるのですよ。)。それはさておき、ここでは、人は神と常に不即不離の日常生活を営んでいたと言えます。神に支えられた人の登場です。つまり人は神との関係において人たり得たということができるかと思います。したがって、この時期(中世)、人は宗教的レベル・道徳的レベルで理解されていたと言えます。このような人がわたくしの父でした。

(続きは、次号へ)

## コンプライアンス



#### -Compliance

近年、コーポレート・ガバナンス(企業統治)の問題を捉えるにあ たり、コンプライアンス(compliance)という言葉が頻繁に登場す る。コンプライアンスは、辞書によると「① 要求や命令への服従、 ②外力が加えられたときの物質の弾力性やたわみ強度 | 、という 大きく2つの意味を指している。とりわけ、①では「法令遵守」、 特に企業がルールに従って公正・公平に業務を遂行すること、と いう説明がなされている。むろん、企業の法的課題に視点を向け れば、「法令遵守」という観点は非常に意義があるといえよう。

また、企業の倫理を話題にする際にもコンプライアンスという 言葉をよく目にする。その背景には、倫理意識の欠如を原因とす る企業不祥事が増えていることが挙げられる。例えば、ここ数年 でも食品における偽装表示・不正会計・不正入札・クレームの隠 蔽(いんぺい)・盗聴事件など、企業そのものへの社会的信用を低下 させるさまざまな問題が多発している。その都度、企業倫理を遵 守することの重要性、つまりコンプライアンスの重要性が指摘さ れることになる。

近年、アメリカの大企業では社内における法令遵守のための責 任者を置くケースが増えている。彼ら・彼女らは、コンプライア ンス・オフィサー(法令遵守責任者)と呼称され、最高経営責任 者 CEO (chief executive officer) と同様に、その最高法令遵法責 任者は CCO (chief compliance officer) と呼ばれている。さらに、 この責任者が中心となるコンプライアンス委員会も組織化されて いる。

また、日本においても「法務部」等の設置に見られるように、既 に多くの企業でもコンプライアンスに関する取り組みが進められ ている。それら企業は、民法、商法をはじめ労働関係法、知的財 産法、および個人情報保護法といった幅広い法令についての社内 理解を促進し、それらに基づく社内倫理や、社会的責任(CSR)

規定の実施を推し進めている。

2002年7月にアメリカで施行された企業改革法SOX法 (サー ベンス・オクスリー法:Sarbenes-Oxlev Act)は、まさに新しい時 代のコンプライアンスのあり方を示したものである。

それは、まもなく「日本版 SOX 法 | として日本でも成立する見 込みである(2008年4月1日以降に適応)。しかし、残念なことに 現在その導入・運用における「コスト・手間」といった側面から、 現場組織から批判・非難の声も上がり始めている。

そこで、コンプライアンスという思想を「個別企業」のみなら ず「社会・体制」として浸透させていくには、少なくとも次の3 つの点について認識しなければならない。

- ①コンプライアンスが「企業存続」に関わる行動であり、それ を看過すると目標にする収益性が達成できても企業自体が 生き残れないということ。
- ②しかし、「現場の状況」を無視し、それを規定通りの無理強 いで実施する「管理強化」は逆の結果を導くということ。
- ③そして、上の2つの点を踏まえ、導入にあたり各企業は「受 け入れ可能な」組織体制を整備し、実施しなければならない ということ。

(これは、はじめに述べたコンプライアンスの2つめの意味に もある「外力が加えられたときの物質の弾力性やたわみ強度の イメージにもつながる)そのためには、より効率的に企業倫理やコ

ンプライアンス・プログラムを推 進しつつも、経営の根幹的な法律! 知識と社会的な価値判断基準を有 する人材の育成もまた急務といえ よう。

ビジネス法学科 教授 井形 浩治

#### 編集後記

※編集長は、木村俊郎センター長が兼務しています。

窓を見ると夕日がまぶしい。なぜか一日が終わっていくのと卒業というの 校長先生が、『学級崩壊が叫ばれている昨今において、君たちは教師に授業 がだぶってしまう。▼ふと4年前の自分の姿が頭をよぎった。入学当時は、 いまここにいるC館はなく、ピカピカのB館が完成したばかりだ。▼あれか すか?それ位凄い学年です。」と言っていた。▼また、みんなと話をしても ら早4年、この4年間で自分はだいぶ変わったと思う。自分が変わるチャン 外見は大人になったが性格は変わっていなかった。改めて、素晴らしい仲 スを与えてくださった多くの教職員、学生の方に感謝したい。(H.Y)

お正月といえばお餅ですよね。▼お餅がごはん2、3杯分のカロリーがあ ることをみなさんご存じですか?私は知りませんでした。知らずに一回の食いろいろな経験をすることになった。▼学内法律討論会の取材は私一人の 事でお餅3つ。。。プラスごはん一膳。。。そんな食事を続ける毎日。。。おかげ「初めての取材であったため、印象にとても残っている。ゼミ討論に参加し でお餅のようにまんまる、ぷにぷにになりました。▼こんなんじゃチアリーながらの取材メモ、写真撮影は要領が悪く、もう少しスマートにこなせれ ダーとして踊れません。(K.A)

お正月に小学校の同窓会があった。担任の先生が挨拶をした。「卒業式で

が楽しいと言わせた素晴らしい学年です。』と言っていたことを覚えていま 間だと思った。(N.M)

昨年の11月から経営・ビジネス法情報センターの仕事をする過程で、 ばと・・・▼次号でのジャーナル作成にもっと携われるようがんばりたい。

ビジネス法学科ジャーナルに関するご意見、ご感想など、どしどしお寄せください。 大阪経済大学